



住み慣れたわが家の安全確保! 耐震補強工事は家族を守ります

**昭和56年5月以前に建築された木造住宅に対する、
無料の耐震診断と、耐震補強計画・耐震補強工事を
一体で行う場合に補助金を交付しています。**

平成7年に起きた阪神・淡路大震災では、8割以上の方が
建物の倒壊等による圧死・窒息死等が原因で亡くなりました。

地震による住宅などの破損・倒壊は、死傷者やその後の生
活再建を困難にする被災者を生み出すだけでなく、出火・延
焼、道路閉塞などによる被害拡大につながります。

建物の倒壊を防ぐ耐震化は、自分の命を守るための第一歩
です。「助けられる人から助ける人に」——古くなった木造住宅
は耐震補強工事を行って、強い家に変えましょう。

耐震診断で家の耐震性を
把握しましょう。



補助あり
100万円～

一般的な耐震補強工事



令和7年4月1日現在

住宅の耐震補強工事
に関する問合せ先

TEL.0538-44-3120 袋井市役所 建築住宅課 施設営繕係

昭和56年5月以前の住宅は耐震補強工事を!! 【申請は必ず事業を実施する前に行ってください】

袋井市では、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震化工事の費用の一部を助成しています。予想される南海トラフ巨大地震で、住宅などの倒壊から一人でも多くの皆さんを守るため、市から専門家を派遣して耐震診断や相談を無料で行っています。該当する木造住宅（在来軸組工法）に住んでいる方は、耐震診断を受け、耐震性に不安のある住宅は耐震補強工事を行いましょう。現在の屋根が瓦屋根である場合、屋根の耐風改修補助と併用できる可能性があります。（別資料No.6参照）



1 わが家の専門家診断（無料）

※診断は1回のみとなります。再診断はできません。

令和7年度末終了予定



耐震評点が1.0未満の場合は、
補助制度を利用して耐震補強工事を行いましょう。

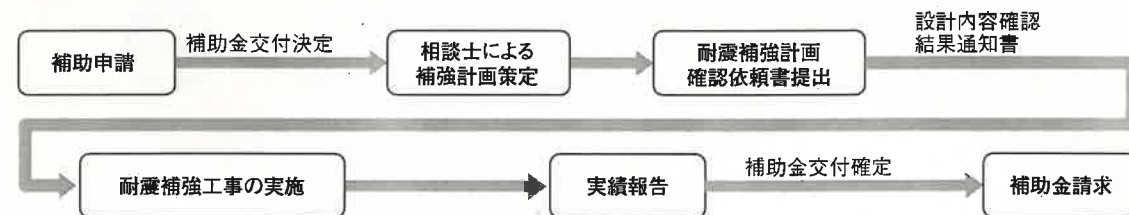
除却・建替え工事の実施（別資料No.4参照）

ここからの実施も可能です。

2 耐震補強計画の作成・耐震補強工事の実施【補助制度】

令和7年度末終了予定

耐震評点が1.0以上（かつ0.3ポイント以上アップ）となるよう、補強計画を作成し、作成した補強計画どおりに補強工事を実施します。
（耐震評点「1.0未満」のものを「1.0以上（0.3ポイント以上アップ）」とするような補強工事）



補助額：耐震補強工事の補助限度額

1,000,000円（一般世帯）

1,200,000円（高齢者・障がい者等の方がいる世帯※）

◎耐震補強の設計費用及び工事費用は

- ①設計費用の平均約 23万円（令和元年から令和5年の平均）、
 - ②工事費用の平均約 250万円（令和元年から令和5年の平均）でした。
- 補助制度を利用すれば、自己負担金額を減らすことが可能です。

（※）高齢者・障がい者等の方がいる世帯

高齢者世帯・・・65歳以上の方のみの世帯

障がい者等の方がいる世帯・・・身体障がい者手帳（1級または2級）の交付を受けている方が居住する世帯
介護認定を受けている方が居住する世帯等

- 耐震補強計画と耐震補強工事の両方を実施することが補助を行う条件です。
耐震補強計画策定の結果により、耐震補強工事の実施を中止する場合には、補助金の交付を受けることができません。
（耐震補強計画策定のみの補助は行えないため、計画策定分は自己負担となります。）
- 事業の進捗により、必要な提出書類が複数あります。
各書類の提出後、市から通知（交付決定通知書、設計内容確認結果通知書）が発行された後に、次工程に移行してください。
- 以前に袋井市既存建築物耐震性向上事業により耐震補強計画の策定の補助を受けており、耐震補強工事を行っていない方は、別途、市までお問い合わせください。
- 計画策定・工事着手前に補助金の申請が必要です。
（既に着手又は完了している場合、過去に耐震改修工事（計画策定除く）について補助を受けている場合は対象外となります。）
- 市税を滞納している方は、補助を受けることができません。
- 原則、実施年度の2月末日までに事業完了実績報告書を提出してください。
- 予算の範囲内で補助金交付を行うため、年度途中で受付を終了する場合があります。

明日に備えて
かしこい防災



4

耐震性がない木造住宅の取壊しには 補助制度のご利用を!!

補助対象等

昭和56年5月以前に建てられた木造軸組工法の住宅で、耐震診断の結果、耐震評点1.0未満のもの又は容易な耐震診断調査票（以下、調査票）により、倒壊の危険性があると判断できる木造住宅について、除却（取壊し）または建替えを行う場合の補助制度です。

- ☐ 除却事業①・・・対象の木造住宅をすべて除却（取壊し）
- ☐ 建替事業②・・・除却（取壊し）後に、自ら居住するための住宅を新築（建替え後の住宅が省エネ基準に適合するものが補助対象）

最大補助額

除却のみ : **40万円**
建替（除却+新築）: **60万円**



【補助上限額】

	世帯区分	対象地区		補助率
		災害リスク 解消地区(a)	(a)以外の すべて地区	
① 除却 事業	一般世帯 (※1)	30万円	対象外	23%
	高齢者等 世帯(※2)	40万円	40万円	23%
	三世代同居 世帯(※3)	建替事業 のみ対象	建替事業 のみ対象	—
	近居世帯 (※4)	建替事業 のみ対象	建替事業 のみ対象	—

【補助上限額】除却事業①の補助額を含んでいます

	世帯区分	対象地区		補助率
		災害リスク 解消地区(a)	(a)以外の すべて地区	
② 建替 事業	一般世帯 (※1)	60万円	対象外	23%
	高齢者等 世帯(※2)	60万円	除却事業 のみ対象	23%
	三世代同居 世帯(※3)	60万円	60万円	23%
	近居世帯 (※4)	60万円	60万円	23%

災害リスク解消地区・・・袋井市防災都市づくり計画で定める総合的な災害リスクの危険度評価値が「4」または「5」の地区・・・(a)

(a)災害リスク解消地区内自治会・・・上町、中町、入古、金屋敷、方丈南、方丈西、新町、本町、永楽町、川井東、川井中、田端、大門一丁目、大門二丁目、大門三丁目、南町、青木町第2、小川町、砂本町
（ただし、袋井駅南都市拠点土地区画整理事業施行内を除く）

(※1)一般世帯・・・(※2)(※3)(※4)に該当しない世帯

(※2)高齢者等世帯・・・65歳以上の方のみの世帯、身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方が居住する世帯、要介護認定を受けている方が居住する世帯、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住する世帯

(※3)三世代同居世帯・・・建替え後に、18歳未満の子どもとその親が同居する子育て世帯と、子育て世帯の親が、同居する世帯

(※4)近居世帯・・・建替え後に、18歳未満の子どもとその親が同居する子育て世帯と、子育て世帯の親世帯が、市内の同一中学校区内または隣接する小学校区区域内に居住する世帯

移転費補助

除却事業の実施に伴い、高齢者等世帯の方が耐震性のある借家、アパート等（介護施設を含む）の自己所有の住宅以外に転居する場合、移転費（引っ越し費用）に対して上乗せ補助を行います。

補助上限額：10万円

注意事項

- ☐ 工事着手前に補助金の申請が必要です（既に解体している場合、過去に耐震補強工事に関する補助を受けている場合は、補助対象外です）。
- ☐ 事前に耐震診断を行い、耐震評点が1.0未満であること又は調査票により、倒壊の危険性があることを確認する必要があります。
- ☐ 市税を滞納している方は、本補助金の交付を受けることができません。
- ☐ 原則、実施年度の2月末日までに事業完了実績報告書を提出してください。
- ☐ 予算の範囲内で補助金交付を行うため、年度途中で受付を終了する場合があります。

令和7年4月1日現在

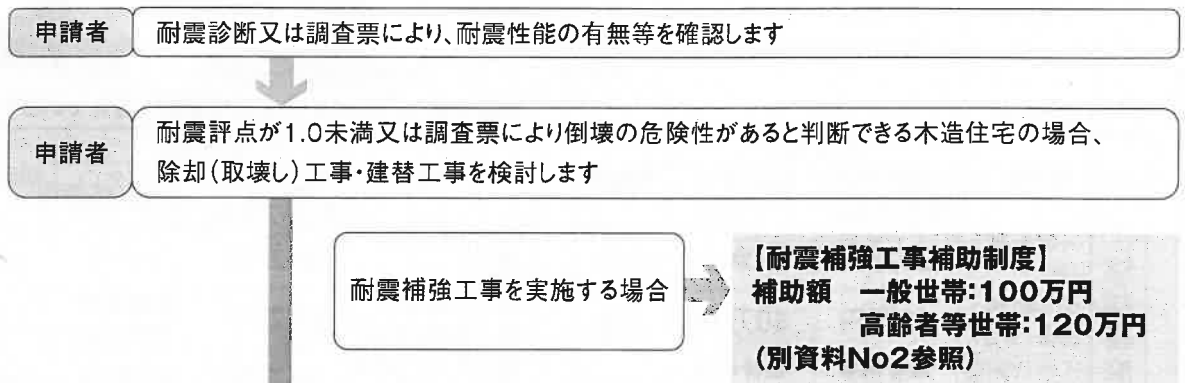
住宅の除去・建替え
工事に関する問合せ先 **TEL.0538-44-3120** 袋井市役所 建築住宅課 施設営繕係

補助対象の住宅

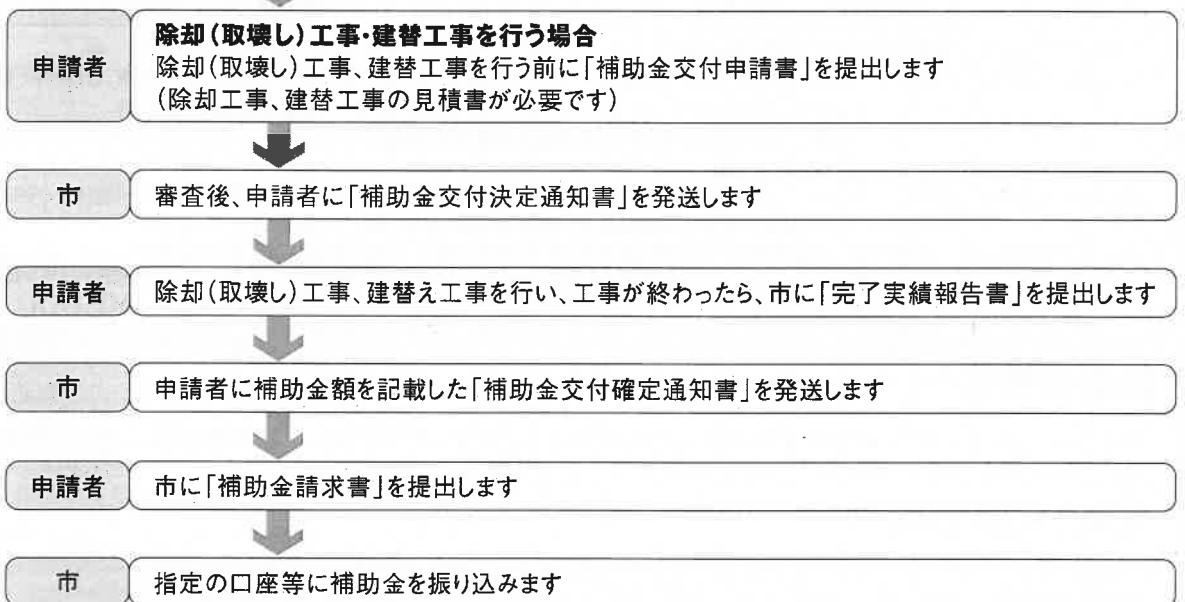
- ☐ 個人が所有する昭和56年5月31日以前に建築された木造軸組住宅で、これまでに市から耐震補強工事に関する補助金を受けていないもの
- ☐ 耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のもの又は調査票により倒壊の危険性があると判断できる木造住宅

診断や工事の流れ

まずは「耐震性等の確認」



次に「除却工事・建替工事」



必要書類等

◎申請書類は市役所3階建築住宅課に用意してあります。

ホームページからもダウンロードできます。

詳しくはホームページをご覧ください。

URL:<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/53/2/hojo/12433.html>

